

事業事前評価表（開発計画調査型技術協力）

1. 案件名	東ティモール民主共和国農業マスタープラン・灌漑開発計画策定プロジェクト
2. 協力概要	<p>(1) 事業の目的 本プロジェクトは、東ティモール民主共和国（以下、「東ティモール」と記す）において、食料自給を達成していくための道筋を示す農業マスタープランと灌漑インベントリー作成及び具体的な優先プロジェクトの提案までをカバーする灌漑開発計画を作成することにより、同国の食料自給向上に寄与する。</p> <p>(2) 調査期間：2013年9月から2015年4月（計20カ月間）を予定</p> <p>(3) 総調査費用：2億5,000万円</p> <p>(4) 協力相手先機関 農業水産省（Ministry of Agriculture and Fisheries：MAF）</p> <p>(5) 計画の対象（対象分野、対象規模等） 1) 対象分野：農業開発 2) 対象地域：全国（13県）人口 約121万人（2012年世銀）、面積 1万4,900 km² 3) 技術移転の対象 （実施機関） ・MAF 政策計画局（National Directorate for Policy and Planning：NDPP） ・MAF 灌漑水管理局（National Directorate for Irrigation and Water Management：NDIWM） ・MAF 農業園芸局（National Directorate for Agriculture and Horticulture：NDAH）</p>
3. 協力の必要性・位置づけ	<p>(1) 現状及び問題点 東ティモールにおいて農業は労働従事者の80%以上が従事している産業であり、その生産額は石油を除くGDPの30%前後、石油を除く輸出額の90%を占める重要な産業である。しかしながら、頻発する洪水、独立前後に破壊された灌漑施設の放置、中央省庁や各県に配属される灌漑技師、農業普及員等の農業指導人材の不足及び農民の営農技術不足に起因して、同国の農業は粗放的な形態にとどまっており、生産性は低く、例えば、主食のひとつであるコメの生産性は作付面積の半分を占めるローカル品種で1.2 t/haと低い。</p> <p>同国政府では戦略開発計画（Strategic Development Plan 2011-2030：SDP）において、農業セクターを重点開発分野のひとつとして位置づけ、2020年までの食料自給達成（2010年の自給率は65.1%）、稲作の灌漑面積の増加、メイズの単位収量の増加等を目標として掲げているが、それらはビジョンを示すのみで、低い農業生産性・生産量等の課題解決も含めて、目標達成のための具体的な計画が示されていない。同国政府の農業セクター政策を担当するMAFにおいても、年度ごとの予算計画はあるものの、SDPの目標を達成するための中期的計画は有していない。このため、農業セクターは、重点開発分野とされながらも、</p>

国家予算のわずか1%が配分されているにすぎない。

SDPの目標を具現化するためには、農業セクターにおける中期的かつ具体的な開発計画を策定し、必要な予算・人材を確保する必要があるが、MAFの計画策定能力の不足、開発計画策定のための基礎情報不足等により、MAF独自での中期開発計画策定は困難な状況にある。また、コメの自給率は40～50%にとどまっており、同国の食糧安全保障及び経済開発の実現のためには、特にコメの生産拡大が課題となっている。

(2) 相手国政府国家政策上の位置づけ

本プロジェクトは、SDPの目標を具現化するための、具体的な中期開発方針、開発計画を作成するもので、SDP推進に寄与するものである。

本プロジェクトで作成する農業マスタープランは、SDPの農業セクターで設定された目標のうち、以下の目標に焦点を当てて作成する。

- ・農家レベルにおける収穫後損失率が20%から5%に減少する（目標年次2030年）。
- ・食糧供給が需要を上回る（目標年次2020年）。
- ・灌漑稲作面積が5万haから7万haに増加する（目標年次2020年）。
- ・メイズの平均単位収量が1.25t/haから2.5t/haに増加する（目標年次2020年）。

(3) 他国機関の関連事業との整合性

東ティモール国の食糧安全保障を目的として、オーストラリア国際開発庁（AusAID）はSeed of Life Programにて主要作物の改良種子（コメ、メイズ等）の生産・貯蔵・農家への配布にかかわる支援を、ドイツ国際協力公社（GIZ）はSupport to Rural Development Phase IIにて農業普及システム強化、普及活動にかかわる支援を行っている。また、国際連合食糧農業機関（Food and Agriculture Organization of the United Nations：FAO）と欧州連合（European Union：EU）が共同でNational Information for Food Securityにて農業生産全般にかかわるデータベースの構築を支援する予定である。

本プロジェクトは東ティモールの食料自給を達成していくための道筋を示す農業マスタープランの作成を目的としているために、活動の重複はないが、SDPの目標を共有していることから、農業マスタープランで提示する開発方針／開発計画は、これら他ドナー活動成果も考慮して支援の相乗効果が得られる内容とする。

(4) わが国援助政策との関連、JICA 国別事業実施計画上の位置づけ

本プロジェクトは、東ティモールにおける雇用促進と貧困削減及び食糧安全保障を目的とする援助重点分野「農業・農村開発」に位置づけられる。

4. 協力の枠組み

(1) 調査項目

1) 農業分野の現状分析

国家政策・開発計画、社会経済、自然条件、土地利用、農業分野概況、農業経済・収穫後処理・流通、灌漑・インフラ、農業支援システム、人材開発、環境社会配慮について情報収集・整理し、農業分野の現状を分析する。

2) 農業マスタープランの作成

農業分野の現状分析、協力相手先機関のほか、関係機関との情報共有・協議に基づき、農業マスタープランを作成する。農業マスタープランの内容は下記のとおり。

<ul style="list-style-type: none"> ・開発ポテンシャル／ニーズの分析 ・問題構造分析 ・開発方針／開発計画（案）の作成 <p>3) 灌漑開発計画の作成</p> <p>a) 灌漑事業地区インベントリーの作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・灌漑計画の検討に必要な灌漑事業地区インベントリーに含める項目の選定 ・上記にかかわる既存データの収集 ・補足情報収集 ・新規灌漑地区情報の収集 <p>b) 灌漑開発計画の作成</p> <p>農業分野の現状、灌漑事業地区インベントリーの分析に基づき、灌漑開発計画を策定する。灌漑開発計画の内容は下記のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・優先プロジェクトの選定 ・2020年を目標年次としたアクションプランの策定 ・計画／設計にかかわるガイドラインの策定 <p>4) 技術移転</p> <p>プロジェクト活動を通じて、カウンターパート（Counterpart：C/P）へ開発計画策定／実施に関する技術移転が行われる。</p> <p>(2) アウトプット（成果）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 農業マスタープランが作成される。 2) 灌漑開発計画が作成される。 3) MAFの計画策定・実施能力が強化される。 <p>(3) インプット（投入）：以下の投入による調査の実施</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) コンサルタント（分野／人数） 農業・農村開発計画、水資源計画／灌漑排水計画、灌漑施設維持管理、経済分析／農業経済、土地利用／農村社会、土壌／作物栽培、収穫後処理、環境社会配慮、灌漑事業設計・積算 2) その他 研修員受入れ（検討中） 河川水位計、河川流量計、雨量観測計、データ整理・解析用ソフト（GIS等）
<p>5. 協力終了後に達成が期待される目標</p> <p>(1) 提案計画の活用目標</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 農業マスタープランで提案された開発方針／開発計画が策定・承認される。 2) 灌漑開発計画に沿って優先プロジェクトを中心とした灌漑事業が実施される。 <p>(2) 活用による達成目標</p> <p>東ティモールにおける農業計画策定・実施能力が強化され、農業／灌漑開発が促進する。</p>
<p>6. 外部要因</p> <p>(1) 協力相手国内の事情</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 政権交代等に伴う東ティモール政府内及びMAF内での抜本的な政策の見直しや大規模

な組織改編が行われず、C/Pの大部分が継続的に本プロジェクトに携わる。

2) 大規模な干ばつや洪水などの自然条件の変化による農業生産への深刻な影響が発生しない。

(2) 関連プロジェクトの遅れ

本プロジェクトの進捗に影響を与える関連プロジェクトはない。

7. 貧困・ジェンダー・環境等への配慮^(注)

(1) 貧困

マスタープラン及び開発計画策定における方針やアクションプランの策定に際しては、人間の安全保障の観点に留意し、貧困層や社会的弱者への配慮を行う。

(2) ジェンダー

プロジェクトの実施に際しては、農村地域における労働力の担い手として農村社会経済を支える女性の役割にかんがみ、伝統的なジェンダーバランスの不均衡に留意する。また、プロジェクトの便益がジェンダー平等の観点に沿うように、配慮を行う。

(3) 環境社会配慮

1) カテゴリ分類

B

2) カテゴリ分類の根拠

本プロジェクトは、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月)上、セクター特性、事業特性及び地域特性にかんがみて、環境への望ましくない影響が重大でないと判断されるため。

3) 環境許認可

本格調査の実施確定後、実施機関から商工環境省にプロジェクト・ドキュメントが提出されたうえで、国内法に基づくスクリーニングが行われる。その結果(カテゴリ)に応じて、環境影響評価(EIA)あるいは初期環境調査(IEE)の要否が判断される。

4) 汚染対策

本格調査にて確認する。汚染に関する環境基準の設定を商工環境省と協議して検討する必要がある。

5) 自然環境面

本格調査にて確認する。最優先灌漑事業等で特定の地域を対象とした検討をする場合には、森林局や環境局とも連携のうえで、保護地区との位置関係や生態系に関する追加的な配慮を検討する。

6) 社会環境面

本格調査にて確認する。最優先灌漑事業等で特定の地域を対象とした検討をする場合には、住民移転、先住民族の有無や特性に留意し、必要に応じて追加的な配慮を検討する。

7) その他・モニタリング

本格調査にて確認する。

8. 過去の類似案件からの教訓の活用^(注)

「東ティモール民主共和国 灌漑稲作セクター準備調査」(2012)において、「コメの生産拡大を行ううえで、最も重要な点は、農民の稲作生産増加に対するインセンティブの強化であるが、消費量の45%を占める輸入米に対する補助金政策により、農民の生産意欲が減退する状況」が課題として指摘されていることから、マスタープランの策定に伴い自給率の達成をめざす段階において、輸入米導入政策や国産米の自給達成のための市場流通体制に係る食糧政策の整合性を含めた農業政策の課題を分析のうえ、政策転換の時期や補助政策のあり方を十分検討する。また、同調査では「灌漑地区のインベントリー調査においては調査地区の選定基準を明確にするとともに、開発可能面積と実際の農地面積の区分、雨期・乾期の作付率及び収量などの基礎情報収集・解析条件を調査前に明確にすることが重要」との提言もなされており、灌漑開発計画の作成にあたっては、上記提言も考慮して実施することとする。

9. 今後の評価計画

(1) 事後評価に用いる指標

1) 活用の進捗度

- ・ 農業マスタープランで提案された開発方針／プログラムのMAFによる承認・策定状況。
- ・ 灌漑開発計画で策定される優先プロジェクトを中心としたアクションプランの実施、事業化の件数。

2) 活用による達成目標の指標

- ・ 灌漑稲作面積
- ・ コメ・メイズの生産性／平均単位収量
- ・ 収穫後損失率
- ・ その他指標（予算計画策定、人材育成実施状況、改善を提言された事項のうち実施数等）

(2) 上記1)及び2)を評価する方法及び時期

- ・ 調査終了3年後 事後評価
- ・ 必要に応じてフォローアップ

(注) 調査にあたっての配慮事項